

京都市交通局管理規程第30号

京都市交通局職員懲戒委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局職員懲戒委員会規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員懲戒委員会規程の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

5 高速委員会	高速鉄道部（高速鉄道部運輸課運転指令区、高速鉄道部運輸事務所、高速鉄道部施設課保線区、高速鉄道部車両工場、高速鉄道部電気課電力区及び高速鉄道部電気課電気区を除く。）に所属する職員に係る懲戒事案	委員長 高速鉄道部長 委員 高速鉄道部営業課長 懲戒の対象となった職員の所属が、高速鉄道部施設課、高速鉄道部電気課及び高速鉄道部高速車両課の場合は、 高速鉄道部担当部長及び施設課長 労働組合が選任した者 若干名
---------	--	--

」

を

5 高速委員会	高速鉄道部（高速鉄道部運輸課運転指令区，高速鉄道部運輸事務所，高速鉄道部施設課保線区，高速鉄道部車両工場，高速鉄道部電気課電力区及び高速鉄道部電気課電気区を除く。）に所属する職員に係る懲戒事案	委員長 高速鉄道部長 委員 高速鉄道部営業課長 懲戒の対象となった職員の所属が，高速鉄道部施設課，高速鉄道部電気課及び高速鉄道部高速車両課の場合は，施設課長 労働組合が選任した者 若干名
---------	--	---

に改め，同表中

7 高速技術委員会	高速鉄道部施設課保線区，高速鉄道部車両工場，高速鉄道部電気課電力区及び高速鉄道部電気課電気区に所属する職員に係る懲戒事案	委員長 高速鉄道部担当部長 委員 高速鉄道部施設課長 高速鉄道部運輸課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人
-----------	--	--

を

7 高速技術委員会	高速鉄道部施設課保線区、 高速鉄道部車両工場、高速鉄道部電気課電力区及び高速鉄道部電気課電気区に所属する職員に係る懲戒事案	委員長 高速鉄道部長 委員 高速鉄道部施設課長 高速鉄道部運輸課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人
-----------	--	---

に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)